

室蘭圏都市計画臨港地区変更の原案について（ご説明内容）

1. 臨港地区とは

臨港地区とは、都市計画法に又は港湾法に基づき指定することができる地区であり、港湾管理者が地区内に一定の規制を行うことにより、港湾の諸活動の円滑化を図り、港湾機能の確保ができるようにするものです。

また、臨港地区を、港湾法に基づき機能別に分けた「分区」を指定することで、建築物などの規制を行うことができます。室蘭港の分区については、商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区の6つの分区を条例で定め、それぞれの分区の目的に合わせた規制等を行っています。

室蘭港の臨港地区は、港湾管理者が申し出た案に基づいて、室蘭圏都市計画の決定権者である北海道が定めることとなっております。

2. 見直し理由

室蘭港の臨港地区は、港勢の進展に伴い、当初昭和38年6月26日建設省告示第1412号をもって当初指定を行い、その後数回の変更を経て、平成16年4月6日北海道告示第391号による変更を行い、現在に至っております。

今般、北海道による室蘭圏都市計画区域区分の見直し時期に合わせ、築地地区及び仲町地区における公有水面埋立事業並びに、崎守地区の臨港道路整備事業による法面整備の完了に反映させるため、臨港地区の変更を行うものです。

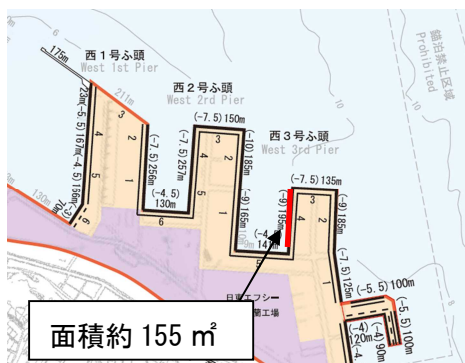
3. 変更概要

室蘭圏都市計画臨港地区 編入予定箇所一覧

地区名	面積 (ha)	変更理由	分区の指定 (予定)	都市計画法の区域区分
築地地区	0.0 (155 m <sup>2</sup> )	公有水面埋立	商港区	市街化区域
仲町地区	12.2	公有水面埋立	工業港区	市街化区域
崎守地区	1.1	臨港道路法面整備	無分区	市街化調整区域
計	13.3			

①築地地区埋立

国直轄事業による岸壁改良により、埋立法線が約90cm前出しとなり、平成30年度に完成したことから、臨港地区へ編入を行う必要があります。分区の指定は、隣接地と同様に商港区を予定しています。



経緯	
埋立承認願	平成22年12月22日
議決	平成23年3月23日
埋立承認	平成23年4月14日
竣工通知	平成31年1月9日
「新たに生じた土地の確認」及び「町の区域の設定」に関する議決 平成31年3月22日	

## ②仲町地区埋立

民間企業による公有水面埋立事業が平成30年度に完成したことから、臨港地区へ編入を行う必要があります。分区の指定は、隣接地と同様に工業港区を予定しています。

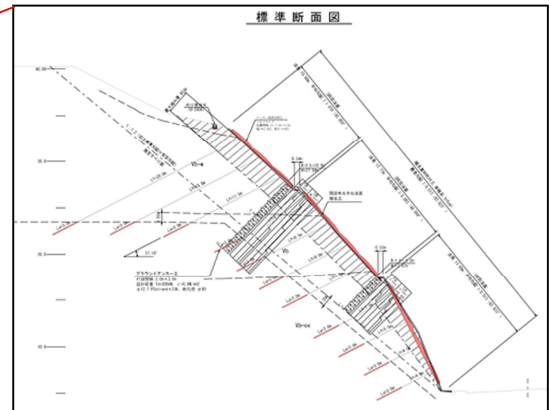
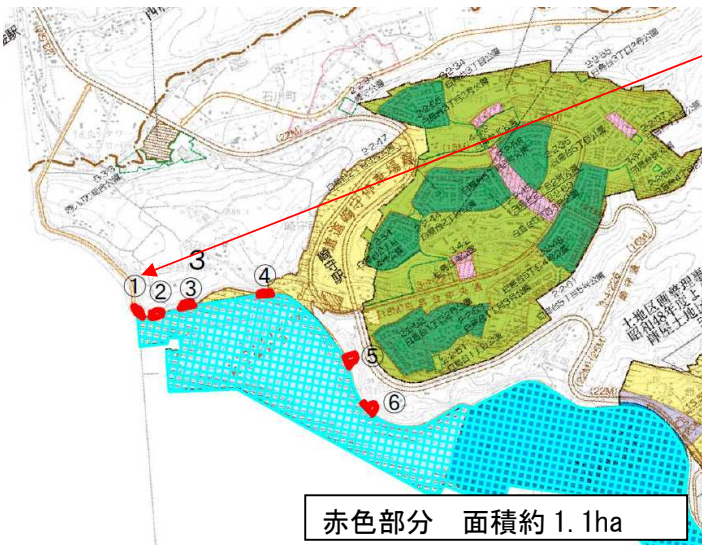


経緯	
埋立出願	平成27年11月9日
埋立認可	平成27年12月15日
埋立免許	平成27年12月25日
竣工認可申請	平成30年4月25日
竣工認可	平成30年5月29日
「新たに生じた土地の確認」及び「町の区域の設定」に関する議決	
	平成30年6月26日

## ③崎守臨港道路法面

港湾施設である崎守臨港道路改良が国直轄事業により平成26年度に完成したことから、当事業で整備した法面を港湾施設として適正に管理するため臨港地区へ編入を行う必要があります。

法面は急斜面であり、構築物の立地が困難であることから、港湾法上の用途規制である「分区」は指定しない予定です。(都市計画上也市街化調整区域となる予定であり、市街地として開発する予定はない。)



法面の例

## 4. 臨港地区変更に関する地方港湾審議会との関係

室蘭港臨港地区は港湾管理者から申出た案に基づいて北海道が定めるものでありますが、臨港地区は港湾区域と同じく港湾の管理運営にかかる根幹的事項であることから、申出にあたって、原案を室蘭市地方港湾審議会に付議するものです。

北海道に申し出る内容は資料-2、資料-3でございます。